

平成二十六年九月二十四日（水）

第三十九回荒川区都市計画審議会議事録

於・サンパール荒川

第五、六集会室

午後二時三十二分開会

○小出会長 定刻となりましたので、ただいまから第三十九回の荒川区都市計画審議会を開催したいと思います。

本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今回御審議いただく案件は、次回の審議会で諮問・答申を予定しております東京都市計画公園の変更に
ついて、事前説明と、現地視察がございます。それから、報告事項として、東京都で都市計画決定を行う
「都市計画区域の整備、開発及び保全について」と、それから「防災街区整備方針について」の報告がご
ざいますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、会議に入る前に佐藤副区長より御挨拶がございますので、よろしく申し上げます。では、副
区長、お願いします。

○佐藤副区長 改めまして、こんにちは。副区長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、小出会長をはじめ各委員の先生方、本当にお忙しい中を、少しあやしい空模様でございますが
御出席をいただきましてまことにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。本審議会につきま
しては、区のまちづくりの方向性、都市計画に関する事項を調査、御審議をいただく大変重要な機関でござ
います。委員の皆様これまでの幅広い御経験、御見識によりまして、荒川区のまちづくりについての
御助言、御指導を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

本日は、会長からお話ございましたように、藍染公園を拡張して、都市計画公園として区域決定をす

る案件、そして東京都が都市計画決定をする内容の報告を予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小出会長 ありがとうございます。それでは、次に事務局より報告がございませぬので、事務局よろしくお願ひします。

○都市計画課長 都市計画課長の松崎でございませぬ。よろしくお願ひいたします。それでは、事務局より御報告させていただきます。

まず、本日の会議でございませぬが、十八名の委員の方に御出席をいただいております。有効に成立しておりますので、御報告いたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

五点ございます。一点目は「会議次第」でございませぬ。二点目、「議案・資料」、こちらにつきましては事前に配付をさせていただきます。本日お持ちいただいておりますかと存じます。三点目以降、参考資料の一、二、三――三がこのA四の横のものでございませぬ。そちらを事前にお配りしてございませぬ。本日お持ちになつていただいていない資料がございましたら、事務局のほうに御一報いただければと思ひます。

また、大変恐縮でございませぬが、お手元にもう一枚、A四横の「概要」と書いてある資料を配付させていただきます。こちらが資料の差しかえ分となつてございませぬ。先ほどの第三十九回荒川区都市計画審議会の議案・資料のうちの二ページ目でございませぬ。本日の案件の概要でございませぬけれども、そ

こちらの差しかえ分ということで机上に配付をさせていただいてございます。よろしくお願いいたします。
事務局からの報告は以上でございます。

○小出会長 どうもありがとうございます。

会議に入ります前に、当審議会条例の施行規則第五条に「会議の公開」についてという定めがございますが、本日は傍聴を希望する方がいらっしゃいませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

それでは、会議次第第三の議事に進みたいと思います。

はじめに、東京都市計画公園の変更といたしまして、藍染公園の追加でございます。議案内容については道路公園課長より説明をお願いいたしたいと思っております。

なお、説明後、現地視察を予定しておりますので、質疑については戻り次第行いたいということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、道路公園課長、説明をお願いしたいと思います。

○道路公園課長 こんにちは、道路公園課長の川原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。東京都市計画公園の変更として、藍染公園の追加について御説明をさせていただきますと思っております。

それでは、「議案・資料」の一ページ目をお開きくださいでしょうか。事前説明と書いてございます。東京都市計画公園の変更ということで、東京都市計画公園藍染公園の追加について、上記議案について事前説明するというものがございます。

理由ですが、東京都市計画公園の変更を行うに当たり、荒川区都市計画審議会の議を経て決定する必要

があるため、付議することを予定してございます。そのために、こちらの審議会に事前説明するというものがございます。

続きまして、二ページ目でございます。こちらが、先ほど事務局から御説明があったとおり、一枚分の資料差しかえ分のところでございます。左上に「概要」と書いている紙でございます。これに基づいて説明をさせていただきます。

一番、追加する都市計画の種類・名称でございます。東京都市計画公園 藍染公園（荒川区決定）でございます。二、主たる内容、区立藍染公園及び隣接する公園予定地、こちらはもう既に区有地になっていきます。こちらを都市計画公園として区域決定するものでございます。三番、経過及び今後の予定でございます。本年の九月二日、既に東京都知事の同意協議が済んでございます。そして、今日に至ってございます。今後、十月に入ってから都市計画案の公告・縦覧を行い、十二月の上旬に荒川区都市計画審議会に諮問・答申をし、十二月の下旬には都市計画決定を告示したいなというふうに考えているものでございます。四番、計画内容の御説明でございます。位置図・説明図は三ページ、四ページにございますので、そちらもあわせて参考にしながらご覧いただければと思います。①旧町屋ひろば館跡地を隣接する藍染公園の拡張用地とし、既存の藍染公園と一体的に整備するものでございます。一体整備によりまして、面積はおよそ〇・二五ヘクタールになるというふうに見込んでございます。②の整備の基本的な考え方でございますが、本計画地が位置する町屋地域は、区内でも緑地が少ない地域であるため、みどりの創出を目的として公園を整備するというものがございます。もう一点、防災の視点も大事だということで二点目ござ

いますが、町屋地域は震災時に危険性が高いとされているため、防災性の向上を目的として公園を整備するということ、基本的な考えはこちらの二つでございます。

位置図のほうを若干補足説明をさせていただきますと、町屋一丁目のところ、現場を点線でくくってございます。区役所の位置がその黒い公園を示している位置からおよそ五センチぐらい下の場所になりますので、この後、現場を見に行くときは真っ直ぐ北に上がっていただく形で、京成のガードをくぐったすぐのところ公園が位置しているものでございます。

それから、四ページ目のところに都市計画公園の区域の説明がございしますが、向かって図面で言うと左側、西側になりますが、こちらが区立の藍染公園、現況もう公園として整備されているところでございます。面積が千七百平米弱のところでございます。こちらの東側に町屋ひろば館、これから解体をするというところで、まだ建物があるんですが、こちらが公園の拡張予定地としたいというもので示させていただいたものでございます。道路づけとしましては、ひろば館跡地のほうにはおよそ幅員が八メートルの区道、それから現況の区立藍染公園のほうの西側には約四・五メートルの幅員の区道が接しているというような状況でございます。

雑駁な説明ですが、説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小出会長 ありがとうございます。御質問は後で帰ってきてからということでございます。では、早速現地の視察に行きたいと思えます。委員の皆様方は一階正面玄関前に移動をお願いしたいと思います。

午後二時四十二分休憩

午後三時十三分開議

○小出会長　どうも御苦勞さまでございました。それでは、今の藍染公園についての事前説明、そして現地視察を含めて御質疑をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。――では、最初に私から僭越ですが、本審議会では、場所の決定ということになるんですが、實際上、防災公園として整備すると書いてありますが、今後、公園の整備内容に関してどのような方針で進めていかれるのかということがあれば教えていただきたいんですが。

○道路公園課長　道路公園課長でございます。今後の整備の進め方についてのお答えをさせていただきます。と思います。

こちらは、今の既存の公園のほうにも四十トン水槽、それから防災井戸、ソーラー照明灯とかは設置してございます。今後、ひろば館跡地のほうも整備するに当たっては、かまど型のベンチであるとか、マンホール型のトイレ、それから防災パーゴラ等々の防災施設も入れるような形の整備になるというふうに考えてございます。それから、あと、昨年度、あらかわ遊園に設置して、今年度、荒川公園で計画をしております。永久水利の関係については、近隣に第五中学校という川に接している公共施設がありますので、そちらとの兼ね合いでどのようにやっていくかというのを検討する形になるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小出会長　どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

○脇田委員　今の話と関連するんですけど、この一番目にみどりの創出を目的とした公園を整備すると書いてあるんですけど、下に水槽が入っていたりして、上が砂利になっていて、それはわかるんですけど、全体としてやっぱり相当木が少ないように思うんですけど。今後広げたところなんかはどういうふうにお考えになっているのか。

それと、もう一つ。せっかく藍染公園という由緒ある名前がついているわけですから、例えば、藍染川がここに流れていたとか、そういう表示みたいなものを公園にやっていたかどうか、この荒川の歴史、地理を知るのに子供たちにとってはいいんじゃないかなど。それは直接防災とは関係ないんですけど、そんなこともお願いできたらと、こういうふうに思います。

以上です。

○道路公園課長　御意見ありがとうございます。まず、一点目の緑地の関係でございしますが、こちらは、切り株の部分とか現場で見えていただいたとは思いますが、今、大きなケヤキが二本しか残っていないんですけど、もともと四本植えてありまして、やはり近隣から、秋になって落ち葉がすごいというようなことの見え方ですか、あと公園のすぐ近接したところにもある程度大きな木が少しあったんですが、その辺、いろいろ苦情をいただいている中で一定の整理はしてきたところでございます。あそこの公園ができてからも四十五年たっていますので、当時植えた木が予想以上に大きくなっているという部分もあると思います。今後の整備につきましては、拡幅地も含めて、やっぱり何年か後の公園の形を見据えた上で適

切に緑の配置をしていきたいなというふうに考えてございます。ただ、近隣に保育園がございました、この園庭がわりに使わなければいけない部分も若干ありますので、そことの兼ね合いをうまくやっていきたいなというふうに考えてございます。

それから、二点目の藍染公園という名前の表示の部分でございますが、私どももぜひそれは何らかのところで表示をするというのをしていきたいなと思っております。御意見ありがとうございます。

○保坂委員　公園にしていただけということで大変ありがたい話なんですけども、その前に、旧ひろば館の解体費というのはどのぐらいかかるのか。それと公園整備費というのは全体でどのぐらいかかるのか、それと公園整備については、今のお話を聞くと区立藍染公園そのものも全てひっくるめて全体で整備をされるのか。そうじゃなくて、旧町屋ひろば館だけ公園整備をされるのかというようなことが表示をされていないので教えていただきたいというのと、防災広場にする場合は、京成の向かい側には荒川自然公園もございますし、隅田川の堰堤にも都立公園ができますし、防災公園ということで近隣の町会というか防災避難をするような範囲も決められるのか。そこいら辺がちよっとわからないところがあるので、何点か教えていただければというふうに思います。

○道路公園課長　ありがとうございます。まず、一点目の御質問のひろば館の解体費用でございます。こちらは税込みで五千九百四十万円で落札したというふうに聞いてございます。

○保坂委員　いつからやるんですか。

○道路公園課長　八月一日からの工期でございまして、八月十日にたしか地元説明会をいたしたところで

ございます。現在、内部のアスベストを除去する作業をやっております。十月に入ってから外回りに仮設をして、防音とか防塵の対策をした上で、建物本体の解体に取りかかるという予定と聞いてございます。ちなみに工期は二月二十七日までというふうに聞いてございます。

続きまして、公園の整備の関係でございます。こちらは、私ども所管としての考えとしては、全体を再整備したいなというふうに考えてございまして、既存の宇宙船みたいな形のトイレがあるんですが、あのトイレもやっぱりもう二十年たってございます。周りはペンキを塗ってきれいになっているんですが、大分傷んできているところもありますし、それから、だれでもトイレもないタイプでございまして、トイレの改修等含めて整備費約一億三千万円ぐらいで再整備できればなと思ってございます。その場合には、こちらの公園なんです。一番手っ取り早くやるには全面閉鎖なりして工事をするのが現場的にはやりやすい部分があるんですが、何分やはり近所に保育園等もありますので、そちらの利用も公園の中でしていただきながら、部分部分を仕切って工事を進めていきたいなというふうに考えてございます。いずれにしろ、来年度設計委託をして、その工事の進め方も含めて検討させていただいて、二十八年度に再整備工事を実施したいというふうに考えてございます。

それから、最後の防災の関係でございます。こちらは、あそこら辺の地区の一時集合場所になってございまして、先生御承知のとおり避難場所は荒川自然公園でございます。ただ、防災の考え方としましては、一度発災直後は一時集合場所に集まって、皆さんで自然公園という避難場所に行っていたと。それで揺れがおさまったり、火がおさまったりした段階では自宅に戻れる人は家に戻ると。戻れない方はすぐ近

所に荒川五中があるんですが、そこが避難所になるというふうに考えています。そういった形からしますと、あそこの藍染公園はやはり地元の町屋一丁目東町会、それから一丁目南町会の方々がそこに集まる場所であるというふうに位置づけてよいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小出会長　どうもありがとうございます。そのほかに。はい、どうぞ。

○小池委員　公園課長の権限を越えるかもしれませんけれども、この地図を見て思うのは、左側の区道がいかに狭いんですね。区立藍染公園を切り込むような形でこの区道をもうちょっと広げて、消防車なんかが入れるような形にすることを考えていただきたいと思えます。もちろんネックはその前後にもありませんけど。

それから、この一番右下に行きどまりの区道がありますね。この区道の意味というのがどういふことなのかわかりませんが、これが区の所有物であると、町屋ひろば館跡地から右側の区道に行くとところが極めて狭くなっております。その下に私有地が二ユニットぐらいあると思えますけれども、何らかの形で、等価交換というような形で一番右下にある区道とこのひろば館跡地から右の区道に出る部分をもう少し広げるようなことができないのか。その辺についてちょっと知恵を絞っていただきたいなど。ここの図上における網かけしている部分だけじゃなくて、行く行くはもうちょっと長期的な展望というのを持たれたらいかがかと思えます。

○道路公園課長　御意見ありがとうございます。まず、既存の公園の西側区道でございます。こちらは、

幅員はおっしゃるとおり四・五メートル程度で狭いなどというところがあります。現在の公園でも歩行者の動線はある程度確保できるようにということと道路に沿って広場上にタイル敷きに整備してございます。ただ、このつくりでありますと、消防自動車等の通行はそんなに助ける形にはならないと思いますので、再整備する際にはその辺のつくりは検討し直さなきゃいけないかなと思っております。御意見としては、この部分だけでも道路拡幅をしたらよろしいんじゃないでしょうかということだと思います。うんですが、私どもとしては、基本的には公園のつくりの工夫で一定程度広場上に確保できていければいいのかなというふうに考えてございます。

それから、右下のほうの区道の接道の関係でございます。こちらは、その区道と書いてある下のマンションが建つときに、開発行為で道路敷として区に提供されたものでございます。後からできた道路でございますので、ここの部分は今ひろば館が建っている敷地とは行き来ができるような形にはなっていないんですが、そこが行き来できるような工夫をすることも今後の検討には含めたいというふうに考えてございます。

あと、御提案のありました右下の二宅地と区道との入れかえというお話なんです。既に、実はこの宅地には内々でちょっと当たってありまして、やんわりと断られておりますので、その辺の事情は御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○小出会長　どうもありがとうございます。いかがですか。

○渡邊委員　今の西側の区道ですけど、公園の区域としてはこの赤い点線でやったとしても、車が行き来するときに交差するときのスペースがとれるように、今のタイル敷きとかの話がありましたけど、そういうスペースを設けてやると何か随分違うように思うんですけども、区域としては、主に公園区域としてやっております、開放というか、そういうこともぜひ検討していただけたらと思います。

○道路公園課長　わかりました。ありがとうございます。

○木内委員　先ほどからちよつとお話を伺っていたんですが、私はこの町屋地域の連合会の会長をやっているんですが、今、町屋で一〇〇年の森ということで植樹をしているんですね。それで、この地域の先ほどお話があった南町会と東町会かな、ここにもやるたばにお金を出していただいたり何かしてきているんですが、タブノキだとかそういう常緑樹をここに今植えているんですね。この手前にあった保育園のところにも今、四本ぐらい植えているんですが、ここにもそういうタブノキを――別にタブノキということじゃなくて常緑樹ですか、それを植えていただけると、非常に燃え広がることについても、少し抑制できるんじゃないかと。そういうことで、私どもは今、一生懸命やっているんですけども、区のほうでもやっぱりそういうのも多少こういう公園とかそういうところにも配慮してやっていただければありがたいかなと、こう思っているんですね。ことしは四峡に植えまして、それから、今月は五峡に植えようということですが、やっているんですが、こういう地域もひとつよろしく願います。

○道路公園課長　ありがとうございます。こちらの公園にも、ケヤキを除去した後の植え升の中に一本タブノキを入れさせていただきます。この後、整備するところも含めて、植栽につきましては十分に配慮

してやらせていただきます。

○木内委員 ケヤキの葉が落ちるでしょう。だから、うちもケヤキが随分あったんですよ、敷地の中に。それは切ったんですけど。やっぱりケヤキは葉っぱが落ちるから、イチヨウだとかそういうのはよして、常緑樹を植えていただくということが非常にいいことだと思っています。

○小出会長 今回のこの会議は事前説明ということでございます。また次回、この案件の審議が予定されていますので、そのときにあらためて御質問いただければと思います。

それでは、次に報告事項がございます。一つが東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてと、防災街区整備方針について、これを都市計画課長から報告をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「防災街区整備方針」について御説明をさせていただきます。この二件につきましては関連がありますので、続けて説明をさせていただきます。

それでは、まず、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明をいたします。「議案・資料」の五ページをご覧ください。

報告の趣旨でございますが、こちらは東京都が平成二十六年度に変更を予定しております都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画の案がまとまりましたので御報告をさせていただきます。東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございます。こちらにも記載してございますが、この方針、東京都が策定する都市計画であります

ので、東京都の都市計画審議会の議を経て決定されることとなります。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、通称「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれておりますので、これ以降はそうように呼ばせていただきます。

「都市計画区域マスタープランの役割等」からは資料一をもとに説明をさせていただきます。「議案・資料」の六ページになります。

資料一の一枚目、左上の第一の「改定の基本的な考え方」とあわせて、左下、「都市計画区域マスタープランの位置付け」をご覧ください。都市計画区域マスタープランでございしますが、都市計画法第六条の二に基づきまして、都が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針でございします。都が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものであります。資料左下の位置付けにありますとおり、都が定める都市計画や、民間提案による都市計画、区市町村が定める都市計画などの具体の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに則して決定されることとなります。

なお、都市計画区域マスタープランと同時に改定を予定しております防災街区整備方針や、続いて改定を予定しております都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針とも整合を図ることとなっております。

次に、改定の経緯でございます。東京都は、二〇〇四年、平成十六年になりますが、その四月に目標年次を二〇一五年とする都市計画区域マスタープランを策定しております。現行計画を策定後、二〇〇九年に東京の都市づくりビジョンを改定してございまして、その改定内容のうち都市計画に関する事項を今回

の都市計画区域マスタープランに位置づけけるとともに、人口減少・少子高齢社会の到来を始め、世界の都市間競争の激化、東日本大震災の発生、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、都市づくりビジョンの改定から今日に至るまでの社会経済情勢等の変化も取り入れ、今回、改定を行うこととなっております。

なお、本計画につきましては二〇二五年を目標年次とするおおむね十年間の計画となっております。基本的な考え方としましては、地域の自主性を尊重しつつ、かつ東京としての一体性を確保するため、都が広域的な視点から都市計画区域マスタープランを策定し、地域に根差した都市計画について、それを示す形で区市町村マスタープランで定めることになってまいります。

次に、若干飛びますが資料一の三枚目でございまして、八ページになります。

左側、「都市計画区域マスタープラン改定の主な経緯と予定」とあわせまして、右側の「都市計画案の作成について」をご覧ください。

本年三月から素案について区市町村へ意見照会がございました。五月十五日でございしますが、第二〇五回東京都都市計画審議会へ中間報告を行った後、五月十六日から三十日にかけて原案の縦覧及びホームページでの意見募集を行ってございます。十九名の方から御意見があったと聞いております。また、六月二十三日から七月十日にかけて、都庁及び多摩地域、島しょ地域の各会場において、計五回公聴会を開催しております。十六名の方より公述があったと報告をいただいております。これら各方面からの御意見を踏まえ、記載内容の充実を図り、このたび都市計画案として取り決めたと伺っております。

なお、八月一日から都市計画法第十八条に基づく区市町村への意見照会を開始してございまして、現在、縦覧中でございます。九月十九日から十月三日まで都市計画法第十七条に基づく公告・縦覧、その後、十一月に予定されております第二〇七回東京都都市計画審議会に付議を予定していると聞いてございます。

次に、「都市計画案の概要」について御説明いたします。前に戻っていただきまして、資料一の一枚目、六ページでございます。右側上段の第二、「東京が目指すべき将来像」をご覧ください。

東京の都市構造についてでございますが、広域的には引き続き東京圏全体の視点に立った都市構造である「環状メガロポリス構造」の実現を目指し、国際競争力を備えた魅力ある首都の実現に向けて取り組んでまいることとなっております。身近な圏域では、誰もが暮らしやすいまちを実現するため、交通結節点などを中心とした集約型の地域構造に市街地を再編していくことが掲げられております。

右側中段、ゾーンごとの将来像をご覧ください。センター・コア再生ゾーン、核都市広域連携ゾーンなど、「都市づくりビジョン」で示された五つのゾーン区分に従い、将来像が記載されてございます。加えて、ゾーンごとに特色ある地域の将来像が詳細に記載されております。具体的には参考資料一でございます。

参考資料一の、東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、平成二十六年九月という資料でございますが、四十ページ以降になります。荒川区内についての記載につきましては四十六ページになります。日暮里、それから四十七ページの荒川・町屋、尾久、それから南千住、この四つの地域が特色ある地域として将来像が記載されております。こちらにつきましては、区のマスタープランの三十二ペー

ジもあわせてご覧いただきたいと思います。これら四つの地域につきましては、都との調整の結果、現行の荒川区都市計画マスタープランで掲げております将来都市構造の拠点と一致させることができでございます。

次に、資料一、一枚目の右下、第三、「区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針」をご覧ください。区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域とを区分する、いわゆる線引きのことでございまして、区部、多摩部とも原則として現在の区域区分を変更しないこととされてございます。

次に、資料一の一ページおめくりください、七ページになります。第四、「主要な都市計画の決定の方針」をご覧ください。「東京が目指すべき将来像」を実現するための主要な都市計画の決定方針が記載されております。土地利用、都市施設、市街地開発事業など、都市計画を手段別に七つの分野に区分いたしました。まして、地域特性に応じた都市づくりの方向性、各種制度の活用方針などが記載されてございます。

なお、本ページの青文字の部分につきましては、現行の都市計画区域マスタープランには記載がありません。現行計画から新たに書き込みを充実させた内容となっております。赤字部分につきましては、御意見等を踏まえ原案から書き込みを充実された内容となっております。

具体的な記載事項の例といたしまして、一の土地利用では、主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針が記載されてございます。二の都市施設では、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの整備の方針が記載されてございます。三、市街地開発事業では、主要な土地区画整理事業や市街地再開発事業などに関する方針。四の都市防災では、災害に強い都市の形成などに関する方針。五の都市の低

炭素化では、エネルギーの有効活用や環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針。六の自然的環境では、自然環境の保全、公園・緑地の整備などに関する方針。七の都市景観では、風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針が記載されてございます。

以上のとおり都市計画区域マスタープラン、東京が目指すべき将来像とその実現のための都市づくりを都市計画法の体系に位置づけるものでございます。今後につきましては、都市計画法第十八条に基づきます区市町村への意見照会、都市計画法第十七条に基づく公告・縦覧などの結果を踏まえまして、十一月に予定されております第二〇七回の東京都都市計画審議会へ付議する予定ということでございます。

区といたしましては、事前の調整段階で上げました意見が反映されておりますので、この都市計画案につきましては了承する形で回答をする予定としてございます。

続きまして、防災街区整備方針について御説明いたします。「議案・資料」の九ページをご覧ください。こちらは、平成二十六年三月五日開催いたしました当荒川区都市計画審議会で東京都からの依頼に対する区の作成した変更原案を報告させていただきました。その防災街区整備方針が都市計画の案としてまとまりましたので、再度御報告させていただくものでございます。

先ほどの都市計画区域マスタープランの中でも説明をさせていただきましたが、都市計画区域マスタープランとともに土地利用、都市計画道路、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置づけられている都市計画となります。

変更する都市計画の種類・名称でございます。東京都市計画 防災街区整備方針であります。こちらに

も記載してございますが、この方針は東京都が策定する都市計画でありますので、東京都の都市計画審議会の議を経て決定されることとなります。

次に、防災街区整備方針の概要でございます。こちらの都市計画は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づく方針でございます。これを都市計画法第七条の二に基づきまして都市計画として定めるものであります。防災機能が確保された街区の整備を促進するためのマスタープランでございます。防災上危険性の高い木造住宅密集地域につきまして、計画的な再開発または開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図るために策定するものでございます。特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、こちらを防災再開発促進地区といいますが、これらなどの方針に定めるものでございます。既に決定してございます防災街区整備方針は、平成二十年六月十日に決定されておりました。その後、社会経済情勢の変化などを踏まえまして変更に向けた手続を進めているものでございます。

次に、変更する都市計画案の概要でございます。こちらは資料一もあわせてご覧ください。

荒川区では、「防災再開発促進地区」といたしまして、現在六地区が位置づけられております。ページは十ページでございます。昨年九月に発表された地震に関する地域危険度測定調査でランク五、災害活動困難度を考慮した総合危険度でのランクになります。その五に位置づけられた地区及び災害に強いまちづくりを推進するための事業展開などを踏まえまして、「荒・三 南千住一・荒川一丁目地区（十五・

一ヘクタール）」に荒川三丁目、南千住五丁目などを加えまして、「荒・三 南千住・荒川地区（八十七・三ヘクタール）」とする都市計画の原案資料を平成二十六年三月に東京都へ提出いたしました。その後、五月十六日から五月三十日にかけて原案の縦覧、六月二十四日、二十七日に公聴会を開催いたしておりますが、荒川区の内容につきましては原案どおり都市計画の案に反映されてございます。

今後、都市計画法第十八条に基づく区市町村への意見照会、都市計画法第十七条に基づく公告・縦覧などの結果を踏まえ、十一月に予定されております第二〇七回東京都都市計画審議会へ付議する予定と聞いてございます。区といたしましては、区が作成いたしました原案のとおりとなつてございますので、この都市計画案に対しましては了承する形で回答を予定してございます。

以上、御報告でございます。よろしくお願いいたします。

○小出会長 ありがとうございます。今の説明について、御質問、御意見ございましたら。いかがでしょうか。

○石橋委員 二点ほど教えていただければと思います。参考資料一、東京都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてなんですけど、この七ページを見ると、東京都の拠点、指定というか特定をして、そこを中心に積極的に今後まちづくりを展開していくと書いてあって、中核拠点、生活拠点、生活中心地と三つあるんですが、ここで八十個から九十個ぐらいのまちが挙げられているんですけども、ここに荒川区のまちは一つも入っていないんですが、その点について荒川区としてどうお考えなのかと、何か問題が出てこないのかということをご教えていただきたいのが一点です。

もう一つは、先ほど御説明がありました四十ページ以降のところなのですが、荒川区は四十六ページ、四十七ページなんですけれども、特に荒川・町屋と尾久の書きぶりがちよつと簡易過ぎないかなというふうに思うんです。確かに両地域とも木造密集地域、その改善というのが一番重要な点だとは認識をしているんですけども、荒川区のマスタープランを見ても、両地域とも、例えば尾久であれば熊野前を中心に住環境整備に努めるとか、町屋でもにぎわいのある、活気のあるまちをつくる、両地域とも商店街とか町工場とかもあると思うので、ほかの地域、それから、例えば日暮里とか南千住を見ても、もう少し特色というか書きぶりとしてきちんと書いていただけたところがあると思うんですが、荒川・町屋と尾久だけちょっと木密しか書いていないのかなと思って、ちよつとその点についても区としての考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○都市計画課長　まず、一点目でございます。参考資料一の七ページの記載の中に荒川区の土地の名称がないということでございますが、区といたしましては、この生活拠点の部分、「など」という中に、これは東京都としても、全ての名称を入れるわけにはいかないというふうには、荒川区でも考えておりまして、そこに位置づけられているという理解をしております。

それから、もう一点でございます。四十七ページでございます。荒川・町屋、それから尾久、こちらにつきましての書きっぷりということなのですが、区のマスタープランでは、こういった拠点についても細かく区としてどうしていくのかというのを記載しております。一方で、これは東京都の都市計画区

域マスタープランですので、東京都としてこの地域をどういうふうに進めていくのかというふうな、ちょっと枠組みとして大きくなったような表現になっているかなというふうに理解してございまして、もう少し、例えば荒川・町屋ですとか尾久の特性を見れば、例えば尾久なんかは日舎線が通っていたり、町屋も千代田線の拠点としての部分もございすけれども、そういったものにつきましては荒川区の都市計画マスタープランで表現をしておりますので、都としては大きな枠組みとしてここは木密地域を進めていくというふうな表現になっているかなというふうに考えてございます。

○小出会長　あとはいかがですか。

○小池委員　この資料の一、何か資料の一とか参考資料の一とか煩わしいんですけども、資料の一の第四、七ページの二の都市施設というところがありますけれども、主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの整備の方針を示す。それで、道路というときに、我々として捉えるべきなのは、道路というのは表面だけではなくて道路の上、それから道路の下、厳密に言うと、別の言葉で言うと、道路の上、電柱、電線、これを地中化する、それから道路の下、できたら共同溝をつくっていくということ。こういうものの長期的な計画が必要かと思われます。それで、参考資料の一の一ページ、基本的事項の中で、東京都の本都市計画区域マスタープランは、東京圏全体を視野に入れ、五十年先を展望していると大上段に振りかぶっております。この中に、したがって、荒川区としてはぜひ東京都に対して荒川区の意見として道路というのを捉えるときは、道路の上、すなわち電柱、電線の地中化、それから道路の下、共同溝、これはもう金がかかる話ですから、長期的なプランをどうしても持つておく必要があると思えます。それを荒川区の意見

として東京都にぜひ申し述べていただきたいたいというお願いでございます。

○都市計画課長 電柱に関する御質問でございます。資料一の七ページの二の都市施設の部分ではないんですが、参考資料一でございます、ちよつと厚いほうでございますけれども、三十六ページになります。これは都市景観に係る都市計画に関する方針の中で、三十六ページの一番下の部分になります。道路、橋梁、河川、公園などの公共事業においては、「公共事業の景観づくり指針」により、良好な景観を備えた都市づくりを進めていくとともに、安全で快適な歩行者空間の確保及び都市防災機能の強化にも資する無電柱化を推進するという記載がございます。委員がおっしゃいました件についてはここで一部表現をされているのかなというふうに考えてございまして、東京都がこういうふうに記載をしておりますので、区としても大きく期待をしているところでございます。また、ちよつと時間がたちましたが、政府・与党の議員連盟のほうも無電柱化に関するところで新しく立ち上がったというような情報も聞いておりました、そういうことにも区としても大きく期待をしているところでございますので、今後につきましては、もちろん幹線道路も含めてどんな手法がとれるのかというのを継続してまた考えていきたいと考えてございます。

○脇田委員 「議案・資料」の七ページに都市景観というのが書いてありまして、風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成など云々と書いてありまして、この参考資料の一の五十七ページを見ますとスーパー堤防のことが記されています。荒川・隅田川周辺ということで。水辺へのアクセス路の設置などによる親水空間が充実するとともに水と緑の軸が形成されて潤いのある空間が創出されるとか、その上

の段ですと、防災広場の整備が進んで云々と、非常に防災上も有効だと、こう書いてあるんですけど、荒川区はこの隅田川がずっとついているわけですし、やっぱりスーパー堤防の延長というのは、荒川区の景観、防災、あらゆる面でプラスになると思うんですよ。ぜひこの辺粘り強くスーパー堤防をふやしていたら、できれば荒川区八キロ全部がスーパー堤防でつながるような、少しずつでも延長するように御努力いただければなど、こういうふうに期待しています。

以上です。

○稲垣委員 稲垣です。ちょっとお答えになりにくい質問かもしれませんが、この「議案・資料」の六ページ目、改定の背景というところで、先ほど御説明がありましたけれども、これまでの都市計画区域マスタープランと今回までの間のいろいろな変化ということの中に、用途地域の権限移譲など地方分権に係る法律の施行というのがあります。御承知のとおり東京都の二十三区については用途地域の権限は移譲されていませんが、この地方分権が一段と進んだと、つまり東京都というものと荒川区というの関係というものも、以前よりも緩やかになったというか、区の自治事務という度合いが強くなったという時代背景があったと思うんですけれども、そのことが今回の改定でどういうところに反映されているように認識されるだろうか、ちょっと抽象的な質問で恐縮なんです。

あわせて、ちょっと非常に抽象的でお返事になりにくいかと思うんですけれども、ちょっと私が確認してくればよかったんですけれども、先ほど、この参考資料一のほうの厚い資料ですけれども、四十ページから詳しく「特色ある地域の将来像」というのがございまして、それについて先ほど課長の御説明で荒川

区のマスタープランと整合がとれているという――違ったかな。そういった趣旨だとは思うんですけどもね。ただ、こういうことをわざわざ東京都が書く必要があるだろうか。つまり、この都市計画の区域のマスタープランというものの中に、都市づくりビジョンのように東京都はこういうふうにしたいですよと書いておく分には私は悪くないと思いますし、東京都全体でどうしようかという考え方自体を示されるのは非常にいいかもしれませんし、問題ないと思うんですが、そういう決定的なものとして、つまり荒川区の都市計画を拘束するものなんですよね、これっていうのは。そのあたり、ちよつと私が伺いたいのは、どちらかというときさっきの抽象的な質問というのは、具体的に言うと、こういうことを都が区域マスタープランの中に書かれるというようなことは、荒川区に限らず、やはり用途地域の権限も欲しいとかそういうことを言っているかとしていられるのであれば、なるべく柔らかい形にさせていただきたいというような趣旨ではないかと思うんですけれども、ちよつとその辺について伺えたらと思います。

○都市計画課長　まず、一点目でございますが、用途地域の権限移譲については、もう委員の皆さんも御案内のとおり、二十三区としても二十三区に移譲してほしいという要望を行っておりますけれども、なかなかそれが実現していないという背景はございます。

あわせて、後段の御質問でございますけれども、確かにこの区域マスタープランで区独自のマスタープランを拘束するような、そんな表記はいかなものかという、そういったことに関しては確かに同様に私も考えているところでございまして、大きな枠組みとして都が示すものであるべきだというふうには考えてございます。一方で、特に荒川・町屋ですとか尾久につきまして、ここの木造住宅密集地域の改善とい

うことが大きくうたわれておりますけれども、これについては東京都としてもやはり大きな課題だなというふうに捉えているんだらうと思います。特に「木密地域不燃化十年プロジェクト」ですとか、不燃化特区の制度を進めているところでございます。そういった意味でこちらには記載をされているんだらうというふうには私も理解してございまして、それ以外のことにつきましては荒川区の独自性を荒川区のマスタープランで表現していけないかというふうに考えてございます。

○小出会長　いいですか、非常に重要な問題なただけ。あとはよろしゅうございますか。

○稲垣委員　つまり、今回の場というのは、私たちは東京都の都市計画審議会の委員ではありませんし、今日の御説明で、区としてはこれに特に異論ないというようなお返事をなさらうという御趣旨ですので、それに対して賛否という話の議論の場ではないと思いますので、もう少し大きな意味での意見なり質問なりだと思っておりますが、一つは、東京都の書いてあるものって景観でも何でもそうなんですけれども、首都としての風格とかいうのは、今回にも書いてあります。が、「風格」という言葉が大変はお好きなんです。じゃあ、東京都全体を風格という言葉でくるようなことがいいのだからかと。私はやっぱりそれぞれの地域によってどういう形容の仕方が本当に地元に合わせているかというのは違うと思いますので、何かそういうところについてもう少し緩やかに考えていただけたらなという気持ちをも都に対して持っております。これは意見です。

あと、もう一つは、これは防災の専門家の先生がいらっしゃるので非常に恥ずかしいんですけども、延焼遮断帯とか、あるいは延焼遅延帯、ここには出てきていないかもしれないかもしれませんが、延焼遅延帯というよ

うな言葉があつて、道路整備をしましょうということがあります。それは基本的には多分そうなんだろうと思うんですけども、私たち、阪神・淡路大震災は朝早くて車の交通がほとんどなかったと。それからこの間の東日本のときには一部でそういう道路渋滞で火の道になりかけたようなところもあったんだと思いますけれども、津波でそれがちよつとはっきりわからなくなりましたということ、道路をつくつて、その道路が全くの渋滞状況にあるときに震災が起きて、車を左にとめて鍵をつけたまま退去しなさいというようなことを言われていますけれども、本当に現実的なんだろうか。じゃあ、その車で、昨日か一昨日、もうちよつと前かな、何か道路の警戒を国がやってもいいというような話が出ていたと思いますけれども、誰が誰の権限でやるかどうかという以前に、車をどけてどこかに持って行って詰むようなところもないだろうし、一体どうなっちゃうんだろうと。そこにガソリンがあるから火の道になってしまうか、もしれないというようなことがあります、残念ながらそういうことについての検討をまだ私はあまりよく、どういう検討がされているかいろいろところで質問したりするんですけどもないんですね。そういうことを考えますと、延焼遮断帯ができればもう延焼が遮断されますよみたいに簡単に言っているのか。道路が大事だというのは重々わかるんですけども、そんなに簡単な話かなというのをいつも疑問に思っていますので、今日じゃなくても結構ですし、これからのことの中でぜひ何か方向性というか、こうすればいいんじゃないかというようなことを教えていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○小出会長　ちよつとだけいいですか、ちよつとだけ補足します。

道路上の車の延焼時のいいところ悪いところみたいな話で、ただ、従前は発災直後の延焼に対して車がどう反応するかということが話題ではなくて、復旧時に、要するに道路にとまってしまった車が災害の後にいろんな緊急自動車が来るときに、それが邪魔になるといふときに、じゃあ、それを誰が警戒するかというか、警戒というのは難しいんですが、どけるかといふところで、そういう計画はもう随分昔からあつて。そのときにわからないのは、火が車のガソリンに引火して災害を助長する要因になるかどうかというのは、非常にこれは難しい話題になっているといふか、いろんな実験をやっているんですが、なかなか決め手がないというようなところで。だから、先生のおっしゃられた、今、その道路が広くても、実質的に車の幅員がとれなくて、それは危険要因がたまっているときに、それでいいのかという話は、多分我々研究者レベルだとまだ解決されていない問題だと思うんですね。その実験なんかは非常に古い話になります。が、白鬚の橋をつくるようなときに、車を随分並べて燃してみたり何かをしてやったんですが、結局結論が出ていないといふので、その後も何かあまり進んでいないんじゃないかなと。時々実験はやっているんですが、それが政策に反映するまでにはまだ至っていないといふことで、稲垣委員の御指摘のような問題はあつたのではないかと思ひます。あとは、詳しい話は、もし区のほうでわかれば、後で御説明いただければと思ひます。

それでは、なかなかくれそうにない権限の話なので、齒がゆいところがございしますが、一応報告といたうことでよろしゅうございしますか。――どうもありがとうございます。

それでは、次回の開催予定について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 次回の開催予定でございます。現在のところ十二月初旬を予定してございます。開催が決まり次第後日御連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○小出会長 それでは、特に御質問がなければこれにて閉会ということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。――はい。どうもありがとうございます。

午後四時五分閉会